

## 避難所における応急救護用品の整備について

## 1 これまでの配備経緯と見直しの方針について

区（防災課）では平成18年度以降、発災直後に多数の避難者が集まると想定される指定避難所（区立小中学校及び一部の区立施設）に、被災者やその家族が自らの手で軽傷程度の処置を行うことを想定とした「応急救護用品（軽傷程度100名を処置可能）」および「小型携帯バッグ（軽傷程度20名を処置可能）」（以下2つを合わせて「応急救護セット」とする）を配備している（裏面写真参照）。なお、配備品目等の選定については、避難所で使用する物資の整備という面から、平成18年度の本連絡会にてお諮りをかけ、同意を得ている。

しかし、「墨田区災害時医療救護マニュアル」の改正によって、重症者等の患者の治療・収容は災害拠点病院等で行われ、軽症者処置や医薬品の処方等は緊急医療救護所内の軽症者処置エリアで行われることとなった。これに伴い、指定避難所に配備する応急救護用品については「避難者がセルフケアのために使用するもの」と位置づけ、指定避難所外での治療を目的として配備している「小型携帯バッグ」を廃止し、必要な品目については「応急救護用品」と統合する。また「応急救護用品」については、市販の救急セット等と比較し品目及び数量の見直しを行う。加えて、配備場所と数量について、現行では指定避難所に加え、区施設等に配備しているが、水害時避難場所開設分等を鑑み、見直しを行う。

## 2 現在区（防災課）で配備している応急救護セット品目および見直し案

資料2-1のとおり

## 3 応急救護セット配備場所および配備数の見直し案

資料2-2のとおり

(参考) 応急救護用品及び災害医療小型携帯バッグ



応急救護用品



災害医療小型携帯バッグ

